

# 要 旨

## 主要立法（翻訳・解説）

### イギリス会計検査院の機構改革—2011年予算責任及び会計検査法（会計検査関係）—

イギリスの会計検査院においては、かつて任期の定めもないまま多くの権限が会計検査院長に集中していたが、議会下院の所轄の下に置かれた行政監視機関として高度の独立性を有するという特殊性も相まって、会計検査院長の権限濫用を有効に抑制する仕組みがなかった。2011年予算責任及び会計検査法（同年法律第4号）の会計検査院の機構改革に関する規定は、会計検査院の独立性と同院長の指揮監督権に配慮して外部機関が会計検査院長の権限を直接抑制する仕組みは採用しなかったが、会計検査院を検査官9人で組織する合議体としつつ、検査官の過半数を院外検査官とすることによりその内部統制を透明化する仕組みを導入して、同院の組織運営の現代化を図っている。

### フランスのオランド政権における政府構成員職務倫理憲章

2012年5月のフランス大統領選挙の結果、社会党出身のオランド大統領が誕生した。政権発足早々、政府構成員（大臣等）が遵守すべき行為規範である政府構成員職務倫理憲章が制定されたが、これはサルコジ前政権での様々な不祥事や疑惑等を背景としたものだった。本稿では、政府運営の手続、利害の届出制度、地方執行職との兼職禁止等を定める倫理憲章の、背景、内容、主な評価を紹介する。

### ドイツにおける着床前診断の法的規制

ドイツにおいては、従来、1991年に施行された胚保護法の規定の解釈により、着床前診断が禁止されていた。しかし、2010年7月6日に連邦通常裁判所が着床前診断を条件付きで容認する判決を下したことを受け、2011年に胚保護法が改正され、親の遺伝的素因により、子が重篤な遺伝性疾患を発症するリスクが高い場合等に着床前診断を実施することが可能になった。本稿では、ドイツにおける着床前診断をめぐる議論及び着床前診断に関する法令の概要を紹介し、末尾に胚保護法及び着床前診断に関する命令の翻訳を付す。

### 韓国におけるいじめ対策法制

韓国では1990年代に入っていじめが社会問題化し、1995年から政府レベルでのいじめ対策が始まった。2004年には、いじめ対策法として「学校暴力の予防及び対策に関する法律」（学校暴力法）が制定された。2011年末にいじめを苦にした中高生の自殺が相次いだことを契機として、政府は2012年2月、いじめの根絶に向けた新たな総合対策を打ち出した。本稿では、韓国はいじめをめぐる状況を整理し、2004年の制定以降、改正を重ねている学校暴力法の概要を紹介する。末尾には学校暴力法の翻訳を付す。

## 豪比相互訪問軍隊地位協定—冷戦後の二国間防衛協力の実務協定モデル—

2012年9月、オーストラリアとフィリピンの間の相互訪問軍隊地位協定が発効した。同協定は、対テロ戦争と密接に関連しながら、21世紀の国際安全保障環境に対応して締結されたことから、冷戦期に締結された従来型の日米地位協定等の地位協定とは異なる相互性と互惠性を特色とする。具体的には、従来型の地位協定と比べて、刑事裁判権や請求権の規定において、派遣国と受入国の関係がより対等になり、共同管轄事件において、刑事犯罪行為が公務中であるかどうかの判定に受入国の関与が定められるほか、共同訓練等において派遣国に受入国の環境保護関連の法令の遵守や原状回復の義務が課される。